

# あっ ちょっとまって

ちえ子さんは知っている。

タダほど高いものはない  
うまい話にはウラがある。

「あっ ちょっとまって」  
それって**悪質商法**かも？

ちえ子さんから「**?** (はてな)」を  
差し込まれたら

それはあなたを守る  
救いの「**?** (はてな)」かも。

「**?** (はてな)」とおもったら

ちょっとまって  
すぐに相談！

詳細は  
裏面へ！



消費者教育PRキャラクター  
「ちえ子さん」

北海道立消費生活センター 相談専用電話 **☎050-7505-0999** 相談受付時間 平日/9:00-16:30

消費者ホットライン **☎0570-064-370** 全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの  
市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。  
ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろう よ、みんなを

あっ  
ちょっとまって

## うまい話にまただまされちゃう?



過去に未公開株を購入したけどいまだに上場していないみたい。  
最近ボランティア団体を名乗る人から連絡があって「未公開株の代金の返済請求をしてくれる」と探偵事務所を紹介されて電話してみたところ、裁判を起せば被害金額が取り戻せるっていうのだけど信じていいのかな?

### それって…投資の二次被害かも!!

裁判の手続き費用、弁護士費用などといわれ、様々な名目でさらに多額な費用をだまし取られるかも!  
過去に未公開株や投資商法などの被害にあった人に「被害を回復する」といって手数料を請求するケースが増えているよ。被害者の名簿が出回っている可能性があるため、簡単に被害回復できると思わせるような説明や、インターネットでみつけた広告などを信じる前に窓口で相談してね。

あっ  
ちょっとまって

## それすぐに契約して大丈夫?

「近所で工事をしてるので挨拶にきた」と訪問してきて、ついでに「無料で点検してくれる」というからお願いしたら、「修理をしないと大変なことになる」といわれる通りに修理してもらった方がいいのかなあ?

### それって…点検商法かも!!

「大変なことになる」と不安をあおったり、「今なら値引きする」など契約を急がせたりする業者は要注意!  
最初はちょっとした修理だけでも、後から必要のない工事を次々契約させられてしまい、高額になってしまった…というケースも。点検を口実に契約させるのを「点検商法」といって、排水管の洗浄や屋根・外装の工事の他、ふとん・浄水器・換気扇などでトラブルが多いよ。  
すぐには契約しないで、本当に必要な工事や修理なのかを家族や周囲の人に相談してね。工事が必要なときは複数業者から見取りを取ることも必要だよ。

あっ  
ちょっとまって

## それ本当に注文したもの?

知らない業者から突然「注文を受けた健康食品を代引きで送る」と電話があった。頼んだ覚えがないので断ったら「録音が残っている」「裁判にする」「キャンセルするなら損害賠償請求する」と強引な口調でいつてきた。怖い面倒なことに巻き込まれたくない…。

### それって…送り付け商法かも!!

覚えがなければきっぱり断って!  
それでも一方的に商品が届いてしまったときは、代金支払いの義務もないので受け取りを拒否してね。恐怖心や関わりたくないという思いから万一購入を承諾してしまっても、クーリング・オフできる場合があるよ。  
納得できない請求をされても支払わないで、すぐに窓口で相談してね!

あっ  
ちょっとまって

## あきらめないでその契約。クーリング・オフできるかも!

だまされちゃって、結局泣き寝入り…とあきらめる前に、特定の取引について一定期間であれば無条件に消費者から契約を解除できるクーリング・オフ制度があるよ。

### クーリング・オフとは

訪問販売など法律で定められた特定の取引について、一旦契約しても一定期間は無条件に消費者から契約を解除することを認めるもの。ただし、取引形態によって期間や適用条件が違うので確認しましょう。

※ここでは「特定商取引に関する法律」で定められたクーリング・オフについて紹介します。このほかにも、クーリング・オフできる取引があります。

### クーリング・オフができる期間

8日間

- 訪問販売  
キャッチセールス、アポイントメントセールスなど含む
- 電話勧誘販売
- 特定継続的役務提供  
エステ、語学教室、学習塾、家庭教師など
- 訪問購入  
貴金属の買い取りなど

20日間

- 連鎖販売取引  
いわゆるマルチ商法
- 業務提供誘引販売取引  
内職商法、モニター商法など

### クーリング・オフする時は…

- 事業者への通知は必ずハガキなどの書面で行いましょう。
- ハガキは両面コピーをとり証拠を残しましょう。
- 郵便局の窓口で出した日付がわかる簡易書留や特定記録郵便などで送付しましょう。
- 個別クレジット契約(商品サービスの購入のつどクレジット契約する場合)を利用している場合はクレジット会社にも送付しましょう。

クーリング・オフ期間が過ぎたとしても、解約できる場合があるので、詳しくは北海道立消費生活センターやお近くの市町村窓口にお問い合わせください。

